



国民年金保険料の納付が困難な方へ

## 保険料免除制度および若年者納付猶予制度

7月から平成26年度（平成27年6月分まで）申請受付開始

●問合先 日本年金機構 土浦年金事務所 ☎029-824-7121(資格・納付・免除に関すること)  
市役所国保年金課 年金G 内線105、106

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料を未納のまま放置すると、受給要件を満たせずに将来の老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、お早めの申請手続きをお勧めします。学生の方で保険料の納付が困難な場合は、**学生納付特例制度**をご利用ください。

\*所得によって審査しますので、免除や猶予が受けられない場合があります。

### 保険料免除制度

所得に応じて、「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の1納付（4分の3免除）」「半額納付（半額免除）」「4分の3納付（4分の1免除）」の4段階の免除制度があります。

◇**所得基準** 申請者本人と配偶者、世帯主の各々の前年

所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 全額免除（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円  
※例：単身世帯の場合 57万円まで
- 4分の1納付  
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額納付  
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の3納付  
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◇**一部納付額（平成26年度）と年金額**

申請手続後、承認を受けると、保険料の全額または一部を納付し、残りの保険料が免除されます。一部納付額と追納しなかった場合の年金額は次のとおりです。

- 全額免除 保険料全額(15,250円)免除  
→ 年金額は1/2(平成21年3月までは1/3)
- 4分の1納付 保険料額 3,810円  
→ 年金額は5/8(平成21年3月までは1/2)
- 半額納付 保険料額 7,630円  
→ 年金額は3/4(平成21年3月までは2/3)
- 4分の3納付 保険料額 11,440円  
→ 年金額は7/8(平成21年3月までは5/6)

### 若年者納付猶予制度

30歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予され、後払いができる制度です。

◇**所得基準** 申請者本人と配偶者の各々の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること  
(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

### ●申請方法

免除等のサイクルは、7月から翌年6月の1年で、毎年7月から翌年7月までに申請してください。

\*継続申請した全額免除と納付猶予の方を除き、申請は原則として毎年必要です。

### ○申請手続きに必要なもの

- 年金手帳、認め印（本人署名の場合不要）
- 平成26年1月1日以降に転入した方は1月1日現在の住所地で取得した「平成26年度（平成25年分）課税証明書または非課税証明書」（所得と控除が記載されたもの）
- 退職（失業）し、特例により申請をする場合は、「雇用保険被保険者離職票（写）」「雇用保険受給資格者証（写）」「退職辞令（公務員だった方の場合）」

\*退職日が平成24年12月31日以降のもの

### ○免除・納付猶予申請の結果通知

手続きを行うと、約2～3か月で承認・却下の結果通知（はがき）が年金事務所から届きますので、ご確認ください。

### ◎保険料の追納をおすすめします！

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、全額納付したときに比べ、受け取る金額が少なくなります。10年以内であれば古い順からさかのぼって納付する「追納」ができます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降は加算金が上乘せされますので、早めの追納をお勧めします。

### ◎2年以内に納め忘れがある方へ

平成26年4月から、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって免除等を申請できるようになりました。手続きをお忘れの場合は申請してください。なお、審査対象者が申請する年度の1月1日に守谷市に住所がなかった場合、当時お住まいの市町村で交付された課税証明書または非課税証明書（所得と控除が記載されたもの）が必要です。

**毎年、所得の申告は忘れずに！！** 免除は、前年の所得を基準に審査します。所得の有無にかかわらず、必ず所得申告してください。扶養に入っている方の申告は必要ありません（申請者本人、配偶者、世帯主の申告が必要です）。